

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 (品 名)	規 格	単 位	数 量	備 考
令和7年度消防用設備保守点検及び整備	仕様書のとおり	式	1	

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地

(3) 履行期間 令和7年度4月の契約締結日 ～ 令和8年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供」D級以上に格付けされ『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

(1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室

(2) 入札日時 令和7年3月28日(金)10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除

(2) 契約保証金 予決令第100条の3第3号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年3月26日(水) 必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3770, 3765 FAX(053)472-7735

担当: 青木

役務一般仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和 7 年 1 月 2 9 日
	仕様書番号	施設役務 6 - 8 1

1 適用範囲

(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。

(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。

(3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。

2 一般事項

(1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。

(2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。

(3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。

(4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。

(5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。

(6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。

3 発生材の取り扱い

(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。

(2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。

4 検査等

役務特記仕様書による。

5 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 役務関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。

イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。

ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。

エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。

オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではいない。
なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本役務以外は使用目的としない。

7 提出書類

役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和 7 年 3 月 1 0 日
	仕様書番号	施設役務 7 - 8
1 件名 令和 7 年度消防用設備保守点検及び整備 2 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、消防用設備点検について適用する。 なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。 3 履行場所 航空自衛隊浜松基地（別図第 1 のとおり。） 4 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日 5 関係法令 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号） 6 引用図書 建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 7 役務内容 (1) 本役務は、消防法第 1 7 条の 3 の 3 に基づく消防用設備点検を行い、平成 1 6 年消防庁告示第 9 号（点検結果報告書）及び昭和 5 0 年消防庁告示第 1 4 号（点検票）の項目に沿って記録した点検結果報告書及び点検票を作成するものである。 (2) 点検 ア 時期 消防用設備点検の時期は、機器点検を年 2 回（6 か月毎）行い、併せて総合点検を年 1 回行う。 イ 内容（対象機器等の数量は別表のとおり。） (ア) 泡消火設備点検 a 発泡試験は、1 0 0 0 3 の移動式泡消火設備 1 箇所で行う。 b 放水試験（一斉開放弁作動確認）は、1 0 6 0 6 の固定式泡消火設備 4 箇所で行う。 c 発泡試験及び放水試験（一斉開放弁作動確認）における共通事項 (a) 各試験に使用する消防用ホースは、契約相手方が準備するものとする。 (b) 発泡ノズルは、泡放射用器具格納箱内のものを使用し、使用後は洗浄し、元の状態に戻すものとする。 (c) 各試験時は、ブルーシート等で養生し、泡の飛散防止及び泡水溶液の漏洩防止に努める。 (d) 各試験後の泡消火薬剤充填は、契約相手方が泡消火薬剤を準備し、行う。 (e) 各試験後は、配管の圧力計が 0 指示になるまで配管内の残存泡水溶液を除去する。 (f) 廃液処理については、付近の排水溝等に流すことなく、契約相手方が回収し、産業廃棄物として関係法令に基づき処理するとともに、産業廃		

棄物管理票の写しを速やかに監督官へ提出する。

- (イ) 自動火災報知設備点検
- (ウ) 屋内消火栓設備点検
- (エ) 排煙設備点検
- (オ) ガス漏れ火災警報設備点検
- (カ) 誘導灯点検

ウ 対象機器等の設置場所
別図第2～別図第12のとおり。

エ その他

(ア) 点検は、消防法施行令第36条及び消防法施行規則第4条の2の4に基づく有資格者が行う。

(イ) 日程及び工程、連動機器の操作については、監督官と協議し、点検を行う。

(ウ) 点検に必要な器材は、契約相手方が用意し、監督官の確認後使用する。

(3) 整備

ア 時期

整備の日程及び工程は、監督官と協議する。

イ 内容

別表のとおり。

ウ その他

交換部品は、既設メーカー品又は同等品以上かつ新品とする。

エ 発生材について

撤去した部品は、契約相手方が、別図第1に示す発生材置き場に搬入し、計量するものとする。

(4) 原状復旧

点検及び整備終了後は、電源電圧、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、点検等前の状態に戻す。

なお、本役務履行に際し、他の施設等に損傷等を与えた場合、契約相手方の負担において、点検等開始前の状態に戻す。

8 検査等

(1) 中間確認

不可視となる埋戻しの前等、履行上の重要な変化点等において設計図書との整合を確認する必要がある場合は、役務の履行途中で検査官の確認を受ける。

(2) 部分使用確認

役務目的物の全部または一部の完了前に、工事等完成（完了）前使用申請があった場合は、主任監督官（幹部）による、一時使用についての部分使用確認を受ける。

なお、完了検査前の一時使用期間に、発注者側の過失による汚損及び破損等があった場合は、発注者側が責任を負うものとする。

(3) 完了検査

ア 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

(ア) 特記仕様書及び図に示す作業が完了していること。

(イ) 本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

(ウ) 是正等があった場合、その全ての是正等が完了していること。

(エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする。

9 提出書類

(1) 契約相手方は、下表の適用に示す●印の書類等を、遅滞なく監督官に提出する。

No	摘要	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	作業前までに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4	●	臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	
6	●	工程表		1	
7		作業計画書	その都度	1	任意
8	●	使用材料納品書又は出荷証明書		1	定型
9	※	打合せ書		1	
10	●	発生材報告及び発生材調書		1	任意
11	●	産業廃棄物管理票（A、B 2、D 及び E 票）の写し		1	
12	●	役務写真	完了後	1	定型
13	●	完成（完了）通知書		1	
14	※	時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15		火気使用申請書	必要時	1	
16		給水等使用申請書		1	

注記 1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記 2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後 3 か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を 1 部（写し可）を添付すること。

注記 3 完了検査は、産業廃棄物管理票（D 票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E 票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記 4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

(2) その他の提出書類

No	書類名	提出期限	部数	様式
1	点検結果報告書 （点検票及び「一斉開放弁」点検実施記録表含む）	終了後 速やかに	2	定型
2	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 (副) （整備項目に係るもの）		1	
3	消防設備士甲種 2 類、4 類及び電気工事士の資格免状の写し	作業前までに	1	任意
4	消防設備点検資格者第 1 種及び第 2 種（又は、消防設備士乙種 1 類、2 類、4 類）の資格免状の写し		1	

点検及び整備箇所

1 点検

(1) 泡消火設備

建物番号 対象機器	10001	10002	10003	消 火 設備室	小計 ①	10606	10606 消 火 設備室	小計 ②	合計 ①+②
加圧送水装置				1	1		1	1	2 組
起動装置				2	2		1	1	3 組
制御盤（操作用）			2		2	2		2	4 面
一斉開放弁（水成膜用）			4	3	7	4	1	5	12 個
泡消火薬剤貯蔵槽				2	2		1	1	3 基
泡消火薬剤混合装置				2	2		1	1	3 組
泡放射用器具格納箱			6		6				6 組
制御盤			1		1		1	1	2 面
手動開放弁				9	9		3	3	12 個
呼水装置				1	1		1	1	2 組
音響装置			4		4	4		4	8 組
泡モニターノズル			4		4	4		4	8 組
固定式泡ノズル									
※発泡試験			1		1				1 回
※養生等 （発泡試験に係るもの）			1		1				1 式
※廃液処理 （発泡試験に係るもの）			1		1				1 回
※泡消火薬剤充填 （発泡試験に係るもの）				1	1				1 回
※放水試験 （一斉開放弁作動確認）						4		4	4 回
※養生等 （放水試験に係るもの）						1		1	1 式
※廃液処理 （放水試験に係るもの）						1		1	1 回
※泡消火薬剤充填 （放水試験に係るもの）							1	1	1 回
※非常動力装置				1	1				1 組

※発泡試験、放水試験、廃液処理、泡消火薬剤充填、非常動力装置は、総合点検時のみ行う。

(2) 自動火災報知設備

建物番号 対象機器	10001	10002	10003	10606	10703	10705	10706	10710	10716	計
受信機P型1級40回線	1		1							2 面
受信機P型1級30回線		1		1						2 面
受信機P型1級20回線								1		1 面
受信機P型1級19回線以下					1	1	1		1	4 面
差動式分布型感知器							4			4 個
差動式スポット型感知器	70		24	32			9	71		206 個
定温式スポット型感知器	16	2	8	6	7	3	4	12	3	61 個

定温式スポット型感知器（防爆形）				1			4			5 個
煙感知器	16	19	25	7	23	24	12	13	7	146 個
赤外線炎感知器	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
光電式分離型感知器			4	3						7 セット
中継器	6		1							7 個
P 型 1 級発信機	14	5	10	5	2	2	2	6	1	47 個
表示灯	14	5	10						1	30 灯
音響装置	14	5	11	7	2	3	2	8	1	53 個
消火栓起動装置	1		1	1	1	1	1	1		7 個
常用電源	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9 組
予備電源	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9 組

(3) 屋内消火栓設備

建物番号	10703	10705	10706	10710	消 火 設備室	10606	10606 消 火 設備室	計
対象機器								
加圧送水装置					1		1	2 組
制御盤					1		1	2 面
消火栓	2	2	2	6		5		17 組
起動用スイッチ	2	2	2	6		5		17 個
表示灯	2	2	2	6		5		17 灯
水源					1		1	2 組
呼水装置					1		1	2 組
放水試験	1	1	1	1		1		5 回
※非常動力装置					1			1 組
※放水試験及び非常動力装置は、総合点検時のみ行う。								

(4) 排煙設備

建物番号	10001	10002	10003	10705	10710	計
対象機器						
制御盤				1		1 面
排煙口				6		6 個
防火戸ドア式W型	1				6	7 枚
電動式シャッター	4	1	1			6 枚
可動防煙壁（垂れ壁）2 連					2	2 回
排煙装置（モーターエンジン駆動）				1		1 台
※非常動力装置				1		1 組
※非常動力装置は、総合点検時のみ行う。						

(5) ガス漏れ火災警報設備

建物番号	10002	計
対象機器		
受信機（個別）19回線以下	1	1 面
検知器（警報付）	16	16 個
中継器	5	5 個
常用電源	1	1 組
予備電源（受信機のみ）	1	1 組

(6) 誘導灯

対象機器	建物番号							計
	10001	10002	10703	10705	10706	10710	10716	
誘導灯		17	15	11			3	46 灯

2 整備

(1) 泡消火薬剤及びラバーバッグ交換

建物番号	規格等	数量
消火設備室	泡消火薬剤：水成膜泡消火薬剤（3%）500L ラバーバッグ：PLT-B500Hタンク用 （深田工業（株）製）	1 式

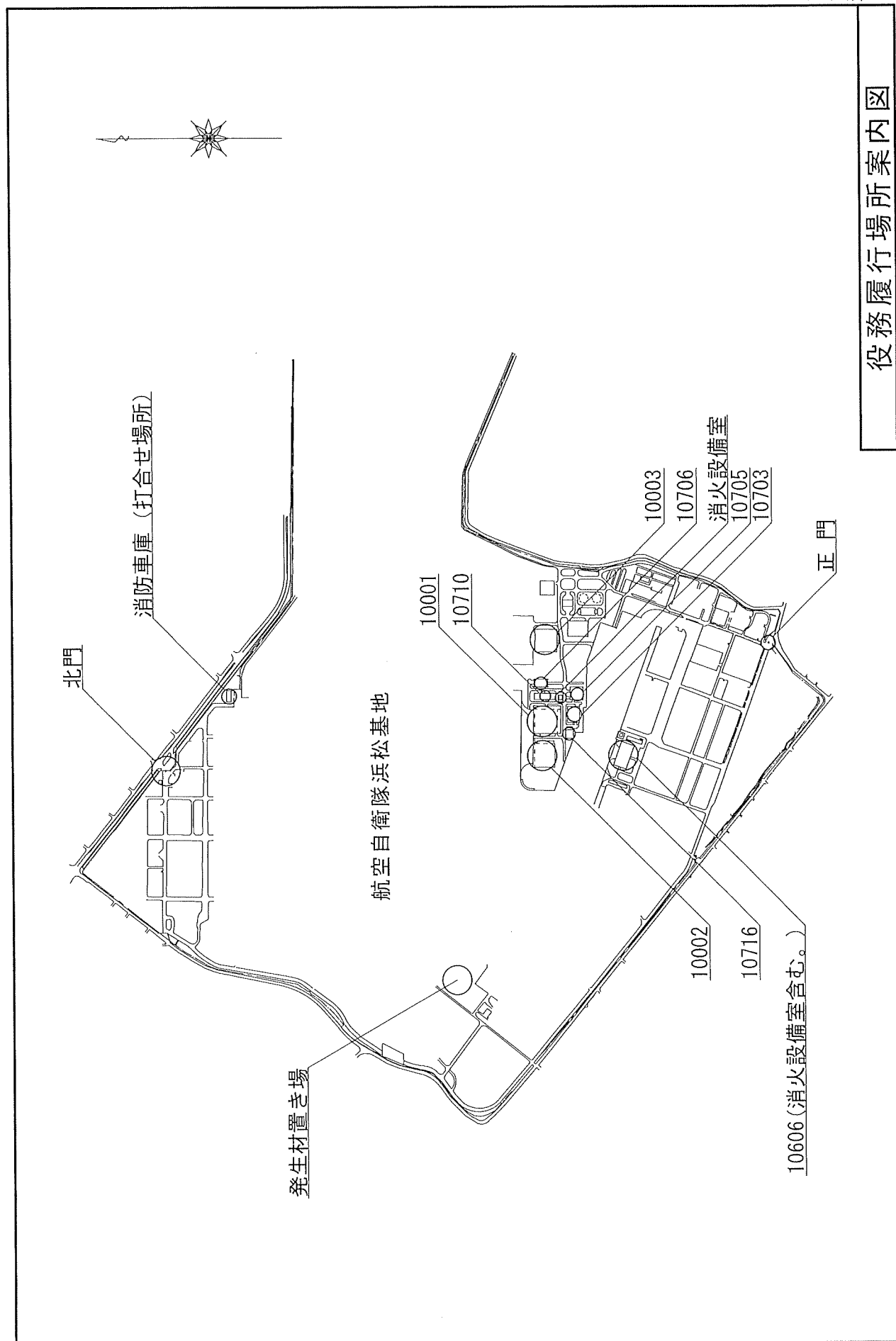
(2) 誘導灯交換

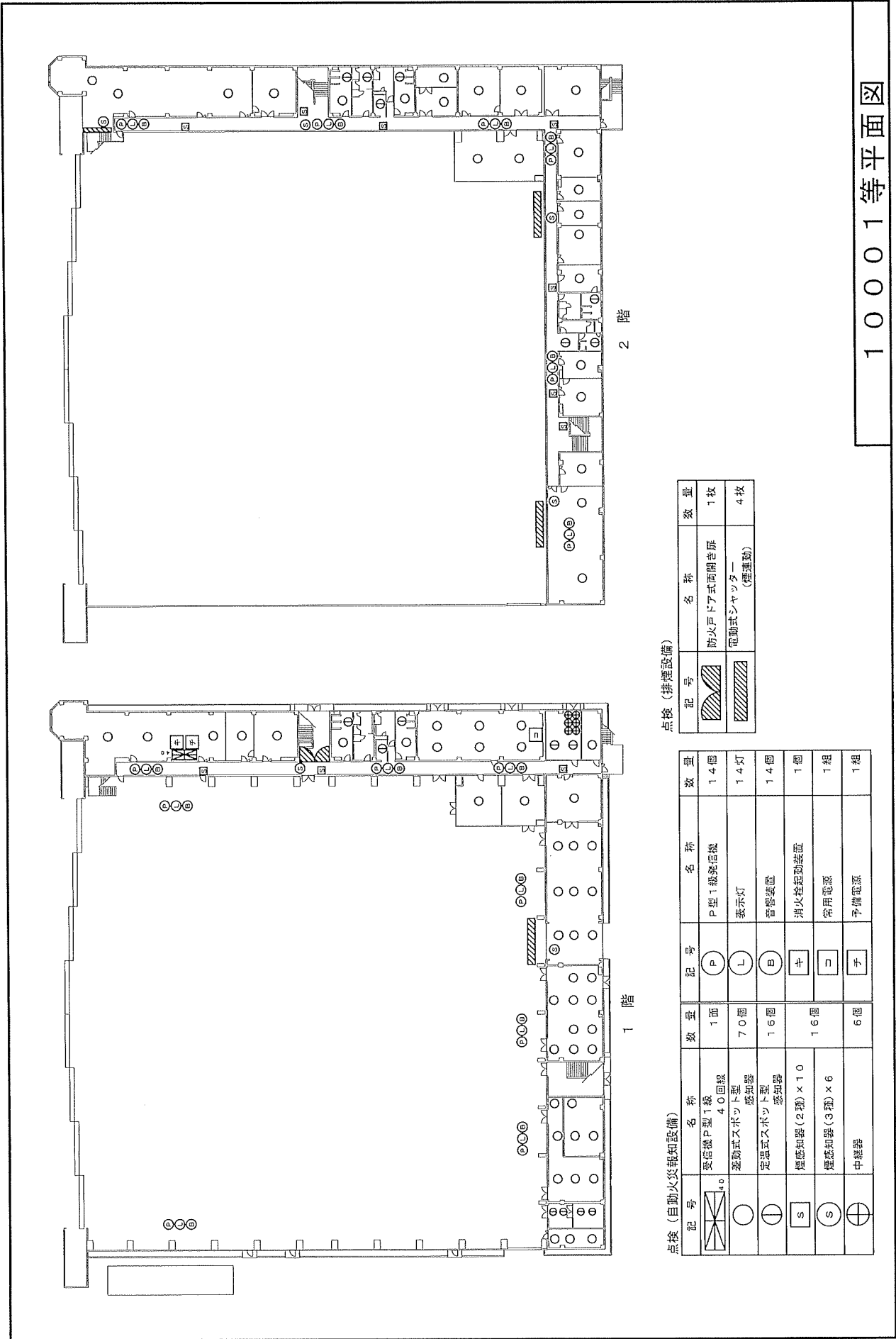
建物番号	規格等	数量
10002	避難口誘導灯 （B級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 5セット	1 式
	避難口誘導灯 （C級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 8セット	
	通路誘導灯 （C級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 4セット	
10703	避難口誘導灯 （B級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 1セット	1 式
	避難口誘導灯 （B級、天井直付型、リニューアルプレート含む） 1セット	
	避難口誘導灯 （C級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 2セット	
	避難口誘導灯 （C級、天井直付型、リニューアルプレート含む） 4セット	
	通路誘導灯 （C級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 6セット	
10705	避難口誘導灯 （B級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 1セット	1 式
	避難口誘導灯 （C級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 2セット	
	通路誘導灯 （C級、壁埋込型、リニューアルプレート含む） 3セット	

(3) 蓄電池交換

建物番号	規格等	数量
10002	蓄電池型式：HS-50-6E（24V） 触媒栓付／容量：50Ah（4個組） 1箇所	1 式
消火設備室	蓄電池型式：HS-120-6E（12V） 触媒栓付／容量：120Ah（6個組） 1箇所	1 式

役務履行場所案内図





点検（自動火災報知設備）

記号	名称	数量
30	受信機P型1級 30回路	1面
①	定温式スポット型 感知器	2個
S	煙感知器(2種)×17	19個
S	煙感知器(3種)×2	5個
P	P型1級受信機	5灯
L	表示灯	5個
B	音響装置	1組
コ	常用電源	1組
チ	予備電源	1組

点検（排煙設備）

記号	名称	数量
電動式シャッター (煙運動)	電動式シャッター (煙運動)	1枚

点検（ガス漏れ火災警報設備）

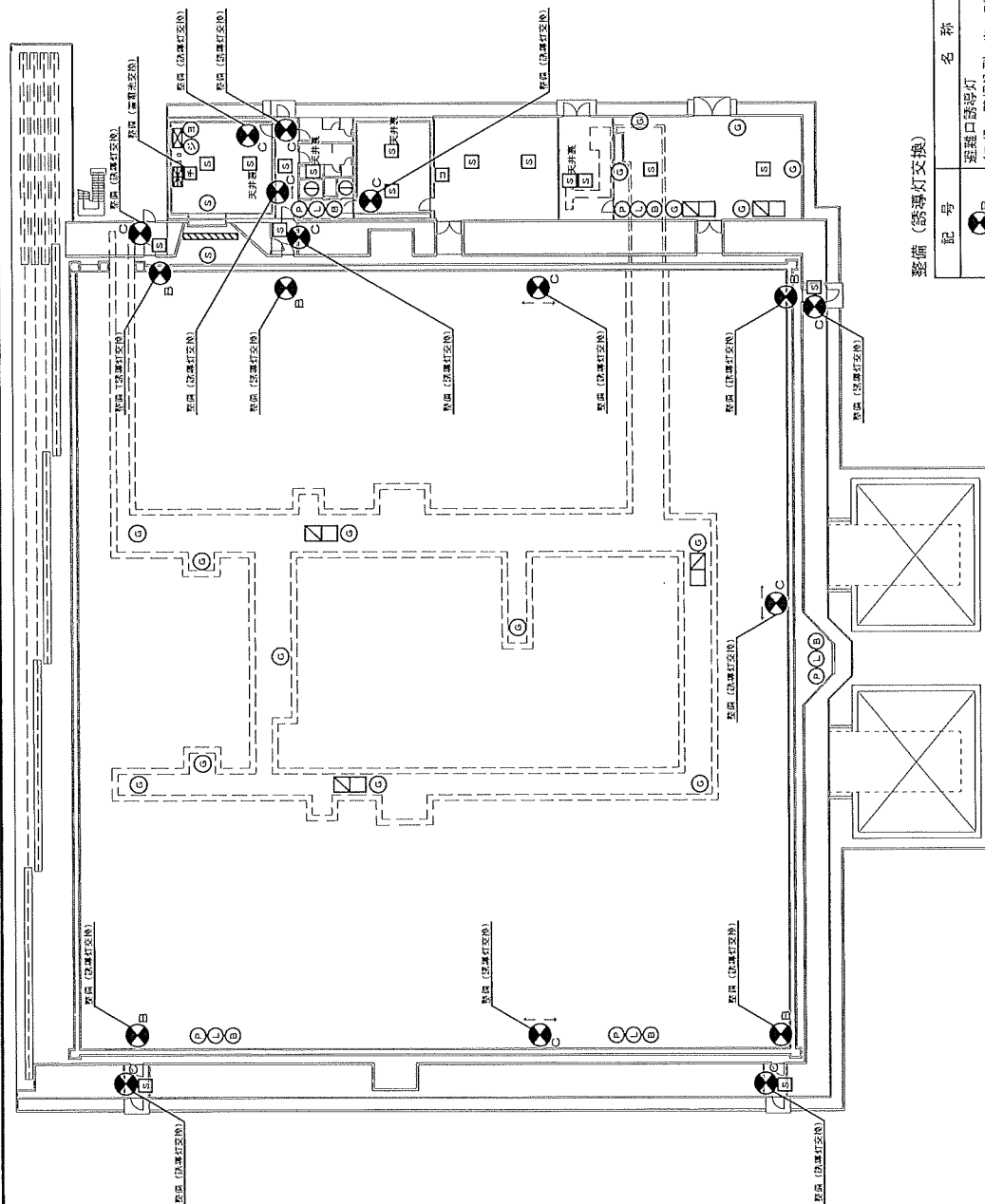
記号	名称	数量
受信機10回路	受信機10回路	1面
検知器(警報付)	検知器(警報付)	16個
中継器	中継器	5個
常用電源	常用電源	1組
予備電源	予備電源	1組

点検（誘導灯）

記号	名称	数量
誘導灯	誘導灯	17灯

整備（蓄電池交換）

記号	名称	数量
蓄電池(触媒送付) 型式:HS-50-6E(24V) 容量:50Ah(4個組)	蓄電池(触媒送付) 型式:HS-50-6E(24V) 容量:50Ah(4個組)	1箇所

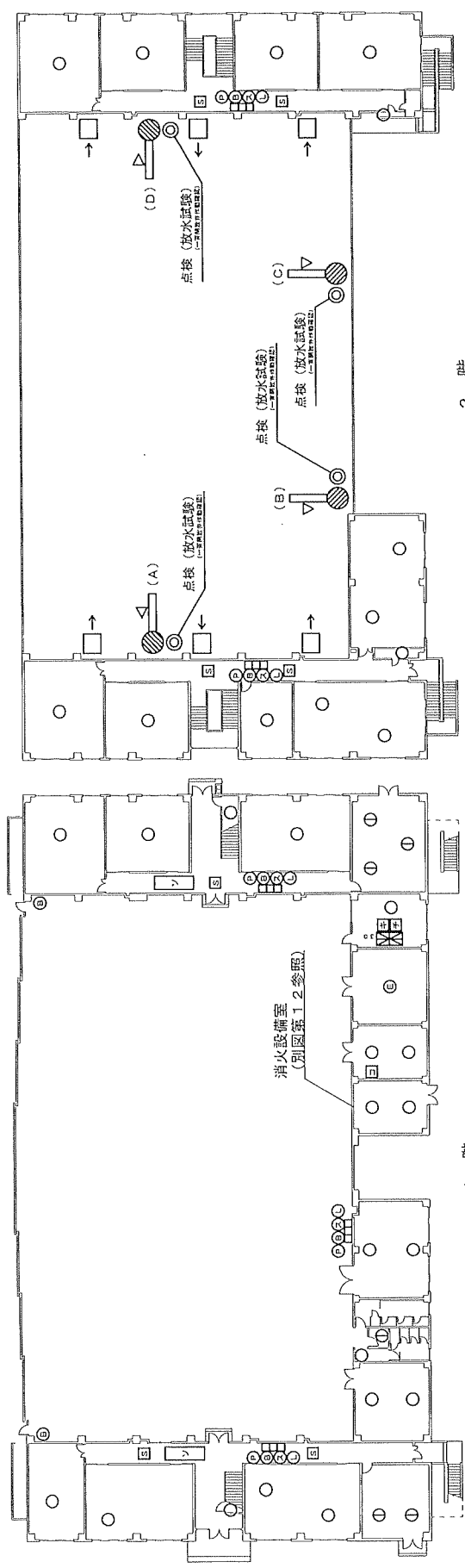


整備（誘導灯交換）

記号	名称	数量
避難口誘導灯 (B級、壁掛け型、リユ-7HJ'レ-1含む)	避難口誘導灯 (B級、壁掛け型、リユ-7HJ'レ-1含む)	5セット
避難口誘導灯 (C級、壁掛け型、リユ-7HJ'レ-1含む)	避難口誘導灯 (C級、壁掛け型、リユ-7HJ'レ-1含む)	8セット
通路誘導灯 (C級、壁掛け型、リユ-7HJ'レ-1含む)	通路誘導灯 (C級、壁掛け型、リユ-7HJ'レ-1含む)	4セット
合計	合計	17セット



10003 平面図



点検 (屋内消火栓設備)

記号	名称	数量
□	消火栓	5組
ス	起動用スイッチ	5個
L	表示灯	5灯
	放水試験	1回

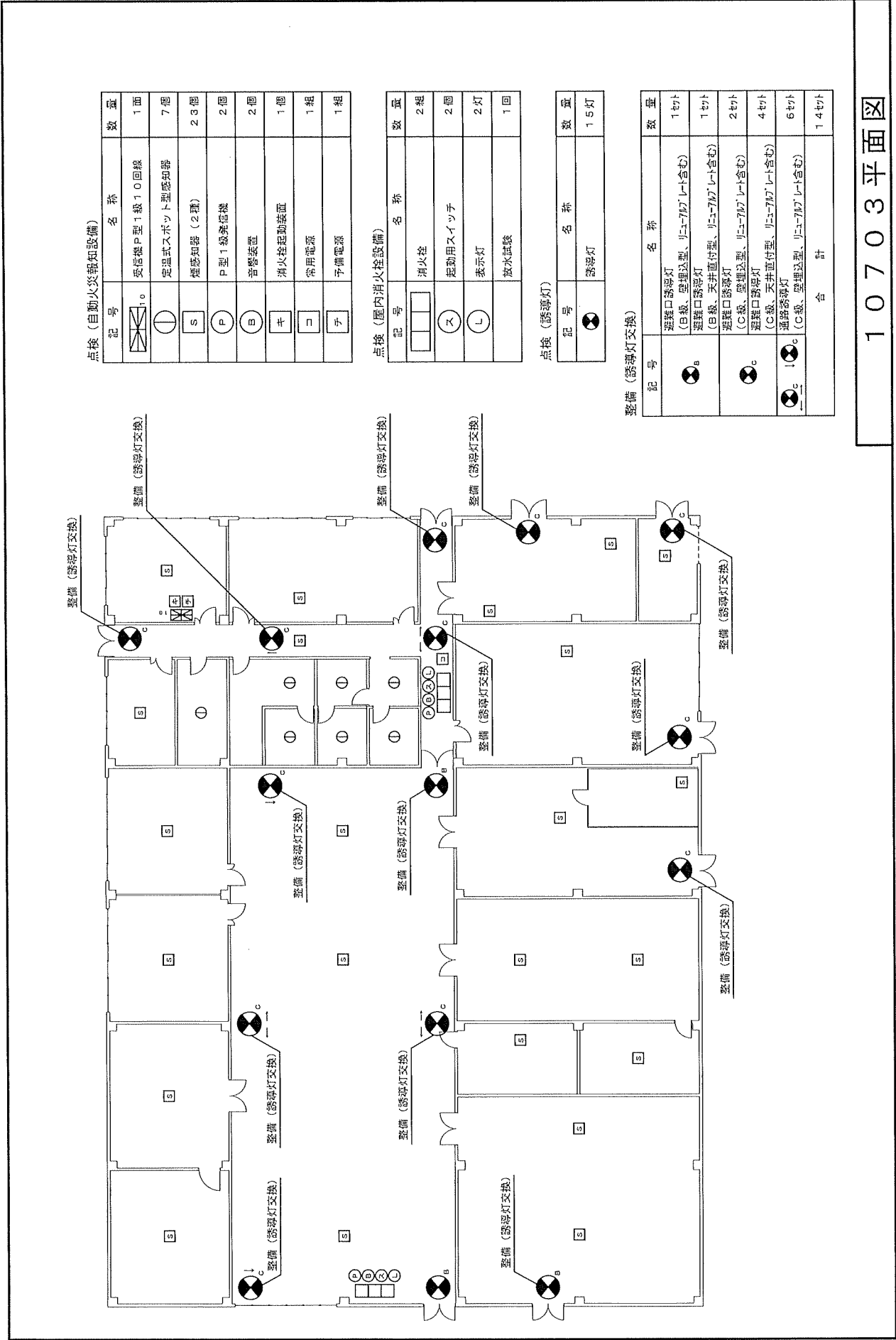
点検 (自動火災報知設備)

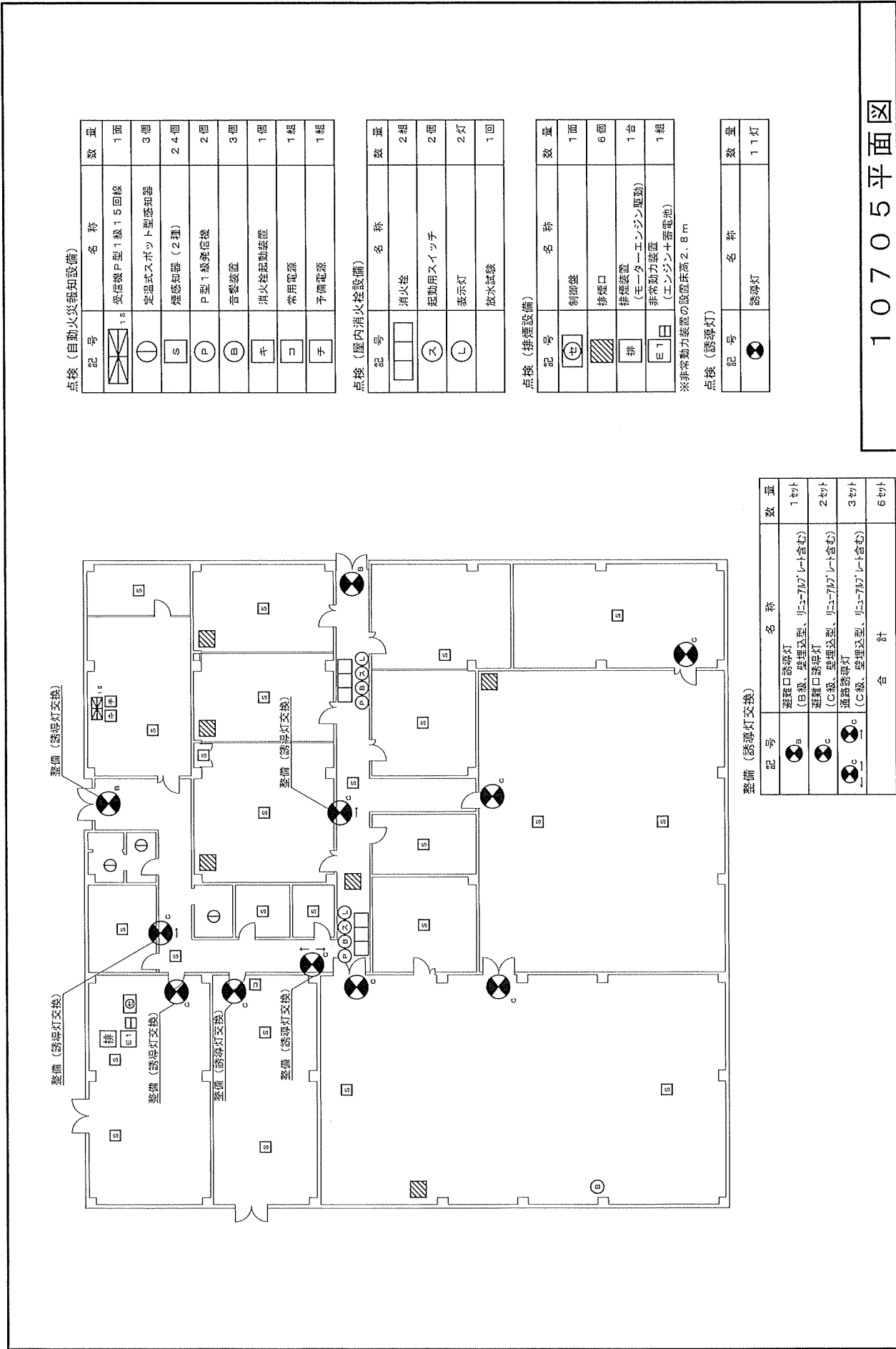
記号	名称	数量	記号	名称	数量
⊗	受信機P型1級30回線	1面	P	P型1級受信機	5個
○	差動式ボット型感知器	32個	B	音響装置	7個
⊖	定温式ボット型感知器	6個	キ	消火栓起動装置	1個
E	定温式ボット型感知器 (防煙型)	1個	コ	常備電源	1組
S	煙感知器 (2種)	7個	チ	予備電源	1組
→	光電式分離型感知器 (地上9m)	3セット			

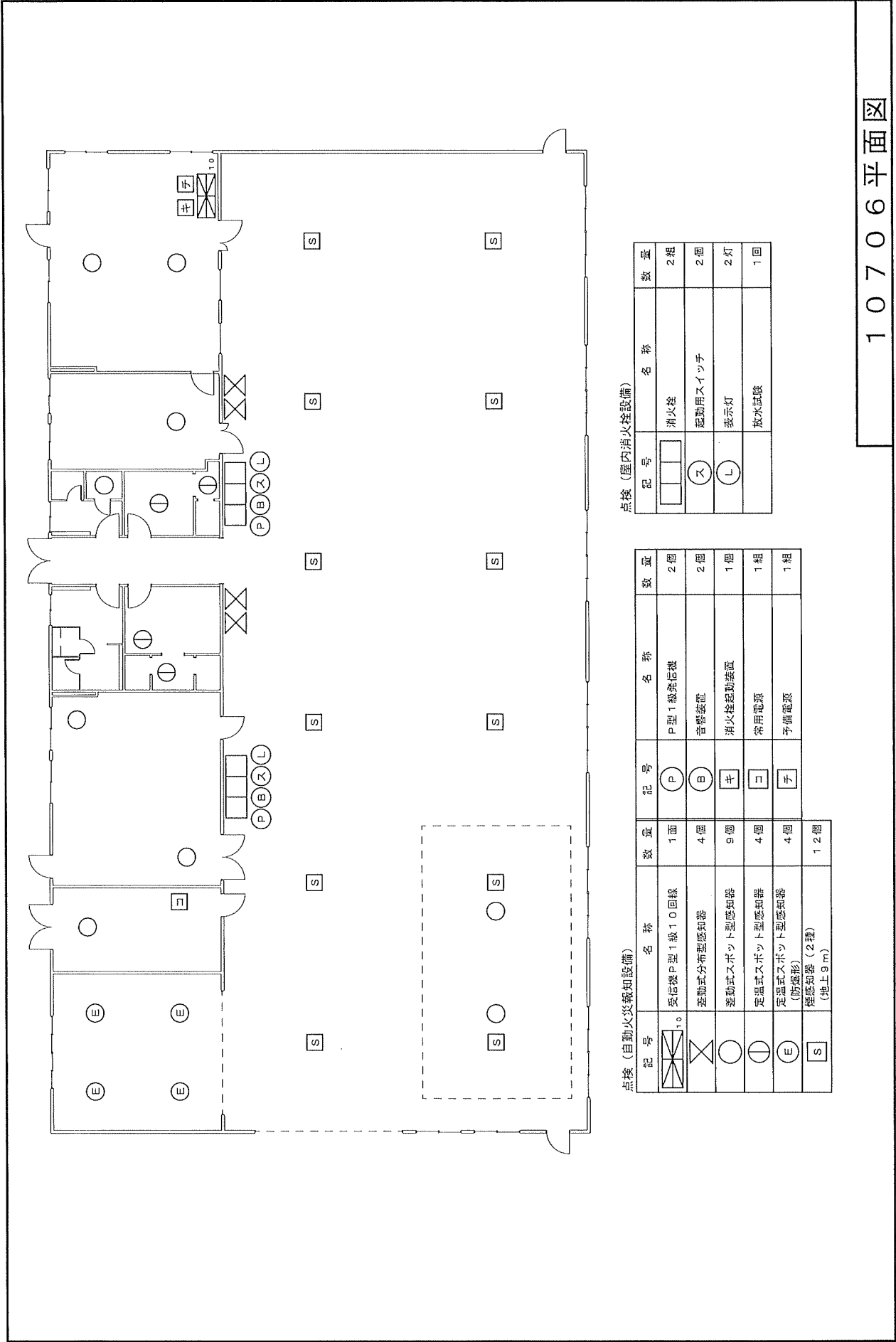
点検 (泡消火設備)

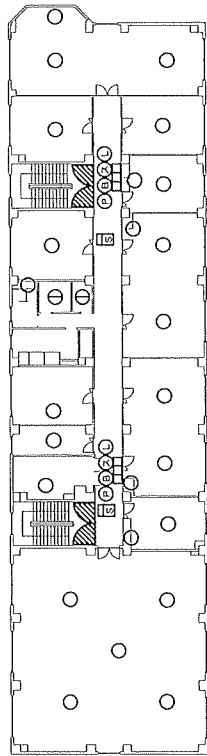
記号	名称	数量
ソ	制御盤 (操作用)	2面
◎	一斉開放弁 (水成膜用)	4個
▽	音響装置	4組
⊖	泡エタノール	4組
	放水試験 (一斉開放弁作動確認)	4回
	養生等	1式
	廃液処理	1回
10605消火設備室内	泡消火薬剤充填 (アルファフォー-AM310X)	1回

10606平面図

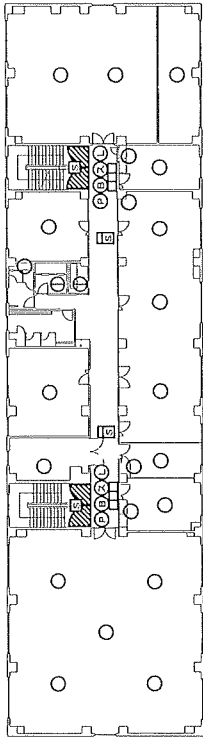




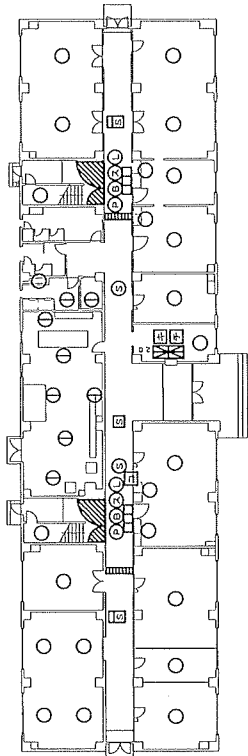




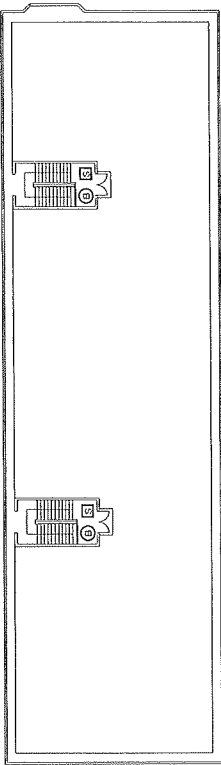
3 階



2 階



1 階



R 階

点検 (自動火災報知設備)

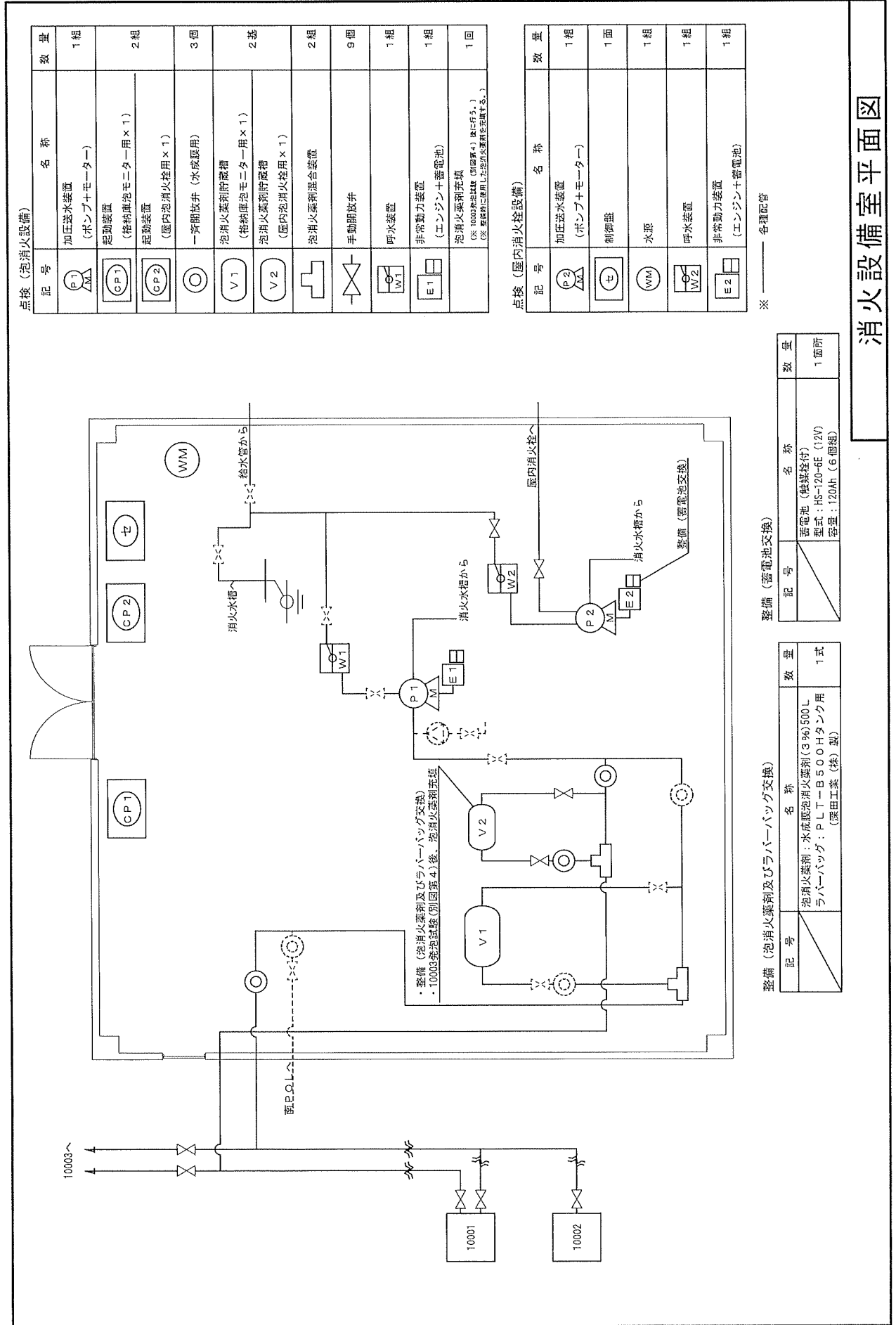
記号	名称	数量
	受信機P型1級20回線	1面
	差動式スポット型感知器	71個
	定温式スポット型感知器	12個
	煙感知器(2種) x 5	
	煙感知器(2種、3種) x 6	13個
	煙感知器(3種) x 2	
	P型1級発信機	6個
	音響装置	8個
	消火栓起動装置	1個
	常用电源	1組
	予備電源	1組

点検 (屋内消火栓設備)

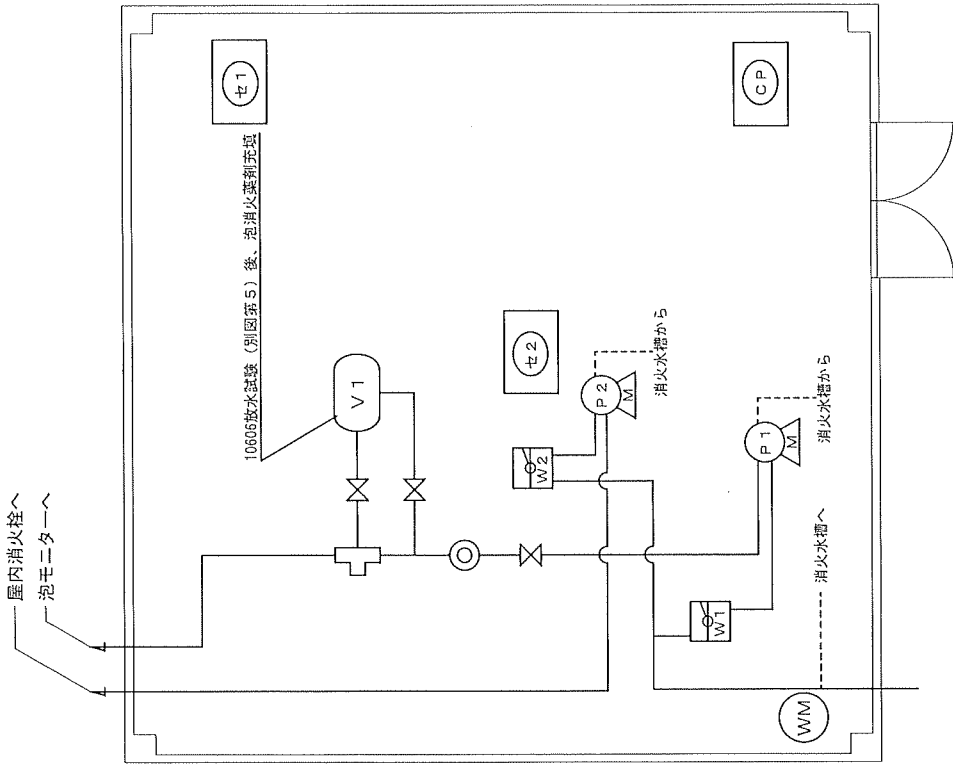
記号	名称	数量
	消火栓	6組
	起動用スイッチ	6個
	表示灯	6灯
	放水試験	1回

点検 (排煙設備)

記号	名称	数量
	防火戸ドア式両開き扉	6枚
	可動防煙壁 (垂れ壁) 2連	2回



10606 消火設備室平面図



点検 (泡消火設備)

記 号	名 称	数 量
P1 M	加圧送水装置 (ポンプ+モーター)	1組
CP	起動装置 (格納庫泡モニター用×1)	1組
○	一斉開放弁 (水試服用)	1個
V1	泡消火薬剤貯蔵槽	1基
+	泡消火薬剤混合装置	1組
セ1	制御盤	1面
—X—	手動開放弁	3個
W1	呼水装置	1組
	泡消火薬剤充填 (※ 10606放水試験 (別図第5) 後に行う。)	1回

点検 (屋内消火栓設備)

記 号	名 称	数 量
P2 M	加圧送水装置 (ポンプ+モーター)	1組
セ2	制御盤	1面
WM	水源	1組
W2	呼水装置	1組

※ ——— 各種配管